

一般財団法人 食品産業センター

お知らせ

2022年 03月 01日

特定技能1号試験用の学習用テキスト、付属資料、用語集を一部改訂しました。

新たな外国人材受入れ制度（飲食料品製造業における特定技能1号試験）用の学習用テキスト類の掲載について

在留資格取得のための試験実施については、一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構（O T A F F）のHPを参照下さい。（<https://otaff.or.jp/>）

試験の概要、例題については、農林水産省HPの下記URLから、「飲食料品製造業分野特定技能1号技能測定試験について」のPDFファイルを参照下さい。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html#a2>

一般財団法人 食品産業センターでは、食品企業、食品企業団体、学識経験者のご協力を得て、飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験の受験に必要な学習用テキストを作成いたしました。

試験問題は、日本語で実施されます。以下の学習用テキスト、学習用テキスト付属資料、学習用テキスト用語集（日本語版）の範囲から出題されますので、ご活用下さい。

★日本語の「学習用テキスト」、「学習用テキスト付属資料」、「学習用テキスト用語集」を更新しました。（フォントや一部の表現の見直しのため、翻訳版の更新は行いません。）

学習用テキスト（日本語） 第3版（フォント変更、一部表現の見直し）

学習用テキスト付属資料（日本語） 第2版（フォント変更、事例追加）

学習用テキスト用語集（日本語） 第2-2版（フォント変更、一部表現の見直し）

★より深く学習したい人向けに、学習用テキストを作成するにあたり参考にしたサイトを掲載します。

「安全な食品を製造するための学習ツール“HACCP”による衛生管理」

平成29年 （一般財団法人）食品産業センター

<https://haccp.shokusan.or.jp/learning/e-tool-11/>

「製造業向け 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」

平成27年 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

（一般社団法人）日本労働安全衛生コンサルタント

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

「ヒヤリ・ハット事例」

厚生労働省ウェブサイト 職場のあんぜん

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>

★下記言語の「学習用テキスト」、「学習用テキスト付属資料」、「学習用テキスト用語集」を掲載しています。補助教材としてお役立てください。

「英語」

【For translation request】20201001）Study Textbook (2nd edition)

【For translation request】20201001）Glossary Final Version (2nd edition)

【For translation request】Textbook Annex (20190830) Final Version

「中国語（簡体字）」

【翻译订单用】20201001）学习教材（第2版）

【翻译订单用】20201001）词汇表确定版（第2版）

【翻译订单用】教材附属资料（20190830）确定版

「インドネシア語」

【Untuk Order Penerjemahan】 1 Oktober 2020) Buku Pelajaran (Edisi ke-2)

【Untuk Order Penerjemahan】 1 Oktober 2020) Edisi Final Glosarium (Edisi ke-2)

【Untuk Order Penerjemahan】 Lampiran Buku Pelajaran Edisi Final (30 Agustus 2019)

「ベトナム語」

【Dùng để dịch】 01.10.2020) Tài liệu ôn thi (In lần thứ 2)

【Dùng để dịch】 01.10.2020) Bảng thuật ngữ - Bản quyết định (In lần thứ 2)

【Dùng để dịch】 Tài liệu kèm theo (30.08.2019) Bản quyết định

「ミャンマー語」

【ဘာသာပြန်တောင်းဆိုချက်】 20201001) လေ့လာသင်ကြားစာအုပ် (ဒုတိယအကြိမ်)

【ဘာသာပြန်တောင်းဆိုချက်】 20201001) ဝေါဟာရများ အဓိပ္ပါယ် Edition (ဒုတိယအကြိမ်)

【ဘာသာပြန်တောင်းဆိုချက်】 လေ့လာသင်ကြားစာအုပ်နောက်ဆက်တွဲဖော်ပြချက်များ (20190830) အဓိပ္ပါယ်

Edition

「カンボジア語(クメール語)」

【សម្រាប់ការស្នើសុំបកប្រែ】 20201001) សៀវភៅអត្ថបទសម្រាប់សិក្សា (បោះពុម្ពលើកទី2)

【សម្រាប់ការស្នើសុំបកប្រែ】 20201001) ប្រជុំរាជ្យសព្ទ ការបោះពុម្ពផ្សាយនិយមន័យ (បោះពុម្ពលើកទី2)

【សម្រាប់ការស្នើសុំបកប្រែ】 ឯកសារឧបសម្ព័ន្ធនៃសៀវភៅអត្ថបទ (20190830) ការបោះពុម្ពផ្សាយនិយមន័យ

本件に関するお問合せ

企画調査部 たけいし 武石、むらやま 村山 電話 (03) 3224-2365, 2368

「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」について

※以下の内容は、2021年11月に経済産業省及び外務省が公表した同調査を農林水産省で一部抜粋したものです。全体版は以下のアドレスから御確認いただけます。<https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211130001/20211130001-1.pdf>

調査概要・目的

- 日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する**政府として初の調査**（経済産業省と外務省が連名で実施）
- 日本政府は、2011年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定。行動計画では、その規模、業種等にかかわらず、日本企業に対して、人権デュー・ディリジェンスの導入への期待を表明しており、本調査は、**行動計画のフォローアップの一環として、企業の取組状況を把握することを目的として実施した**もの。

調査期間

2021年9月3日～10月14日

調査対象

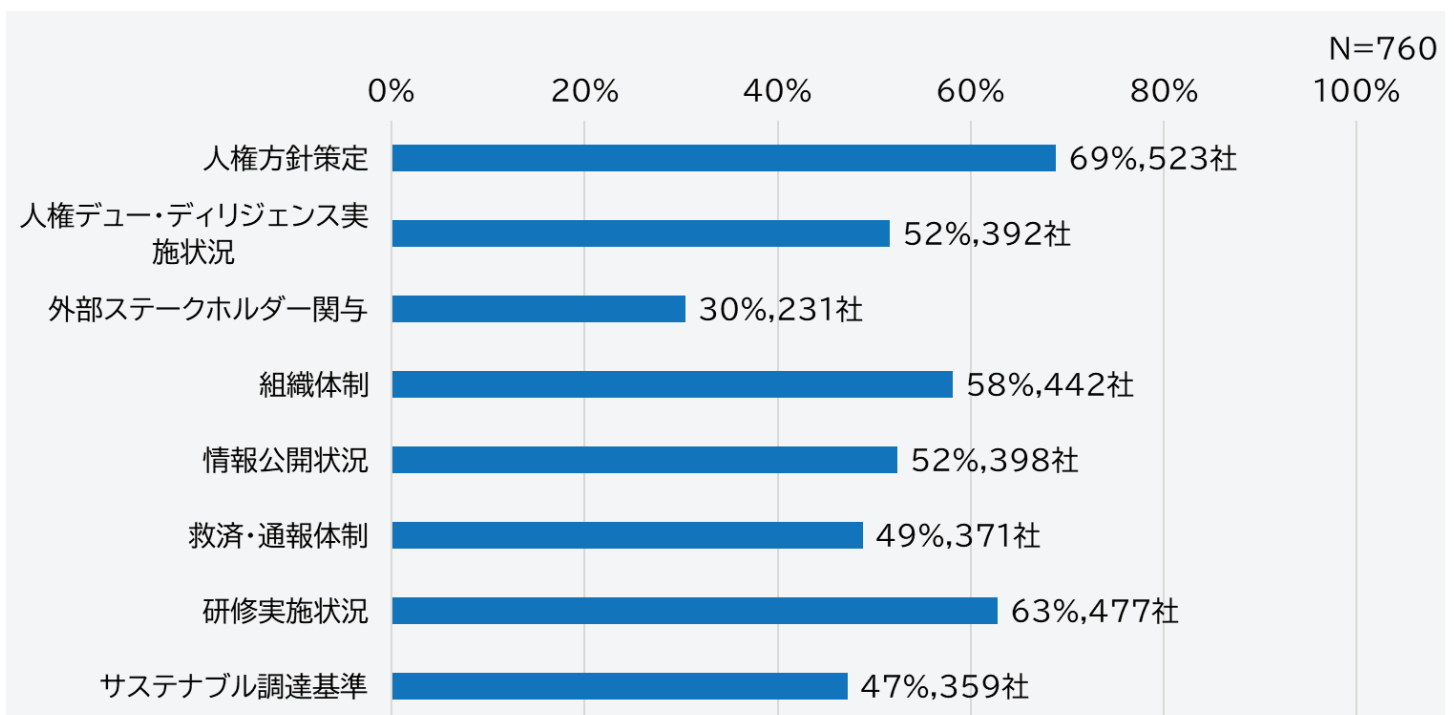
2021年8月末時点での東証一部・二部上場企業等

対象企業数及び回答企業数

対象企業数2786社に対し、回答企業数760社

結果概要

- 回答した企業（760社）のうち、約7割が人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施。外部ステークホルダー関与は3割にとどまる。

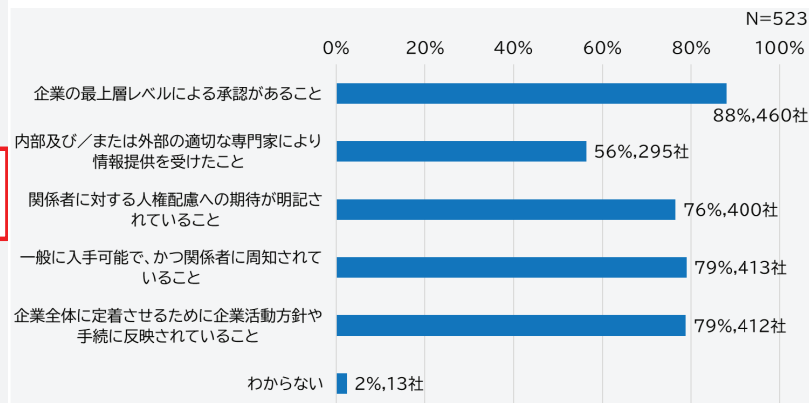
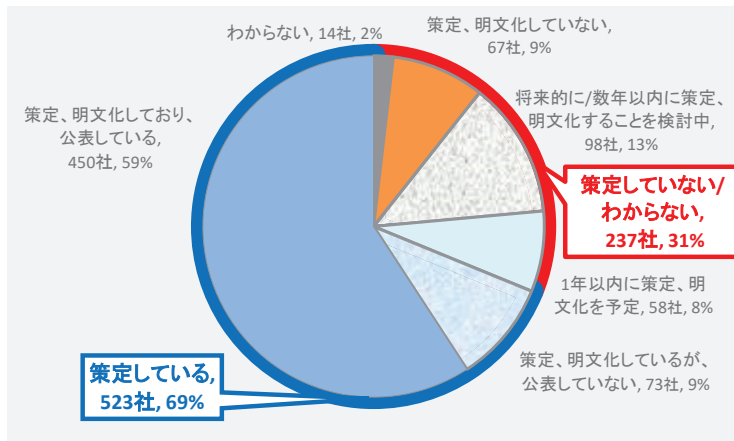


人権方針の策定

- 人権方針を策定している企業は約7割。
- 人権方針を策定している企業のうち、9割弱が企業の最上層レベルによる承認を受けており、6割弱が内外の専門家から情報提供を受けている。

- 人権尊重に関して、人権方針を策定、または企業方針、経営理念、経営戦略などに明文化していますか。また、それらを公表していますか。

- 人権方針の策定に関し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で求められている下記要件について、満たしている要件をすべて選択してください。（複数回答可）

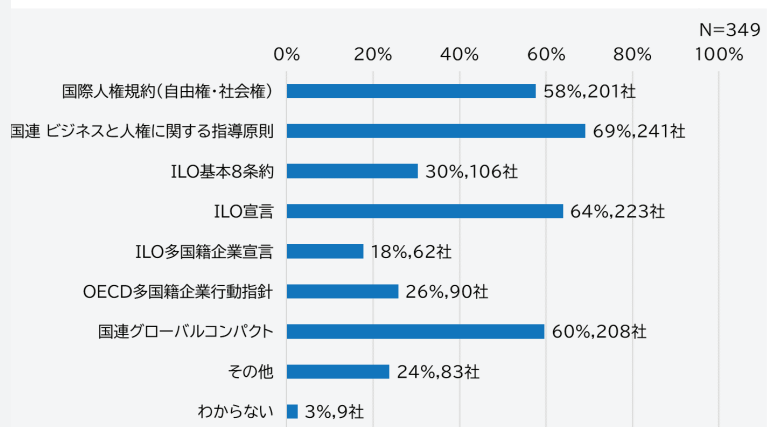
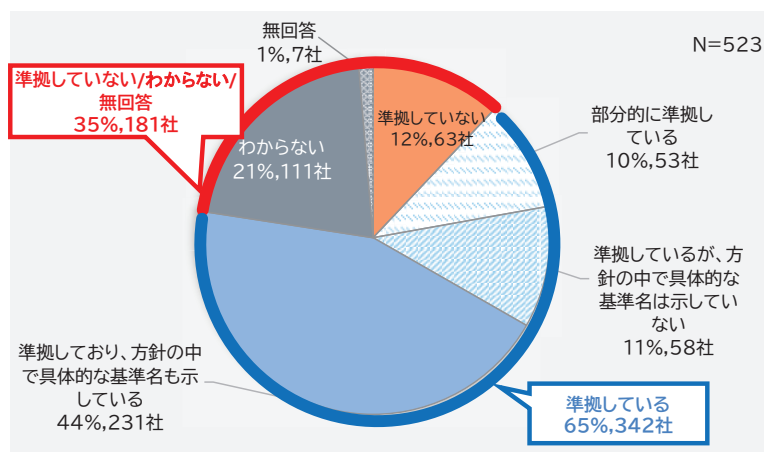


人権方針の策定における国際的な基準への準拠

- 人権方針を策定している企業のうち、6割強が国際的な基準に準拠。
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則に準拠しているケースが約7割と最も多い。

- 人権方針の策定にあたり、国際的な基準に準拠していますか。

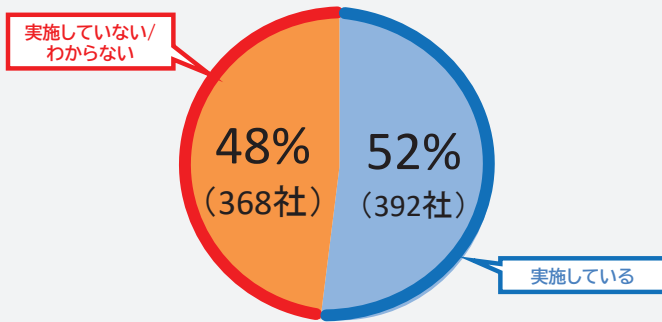
- 人権方針の策定にあたり、準拠している国際的な基準をすべて選択してください。



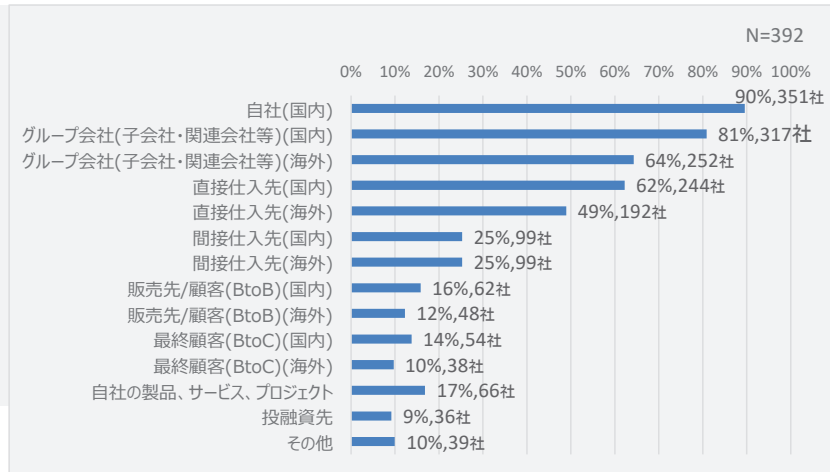
人権デュー・ディリジェンスの実施状況

- 人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は5割強。
- 人権デュー・ディリジェンスを実施している企業のうち、間接仕入先まで実施している企業は約25%、販売先・顧客まで実施している企業は約10～16%。

人権デュー・ディリジェンスの実施状況

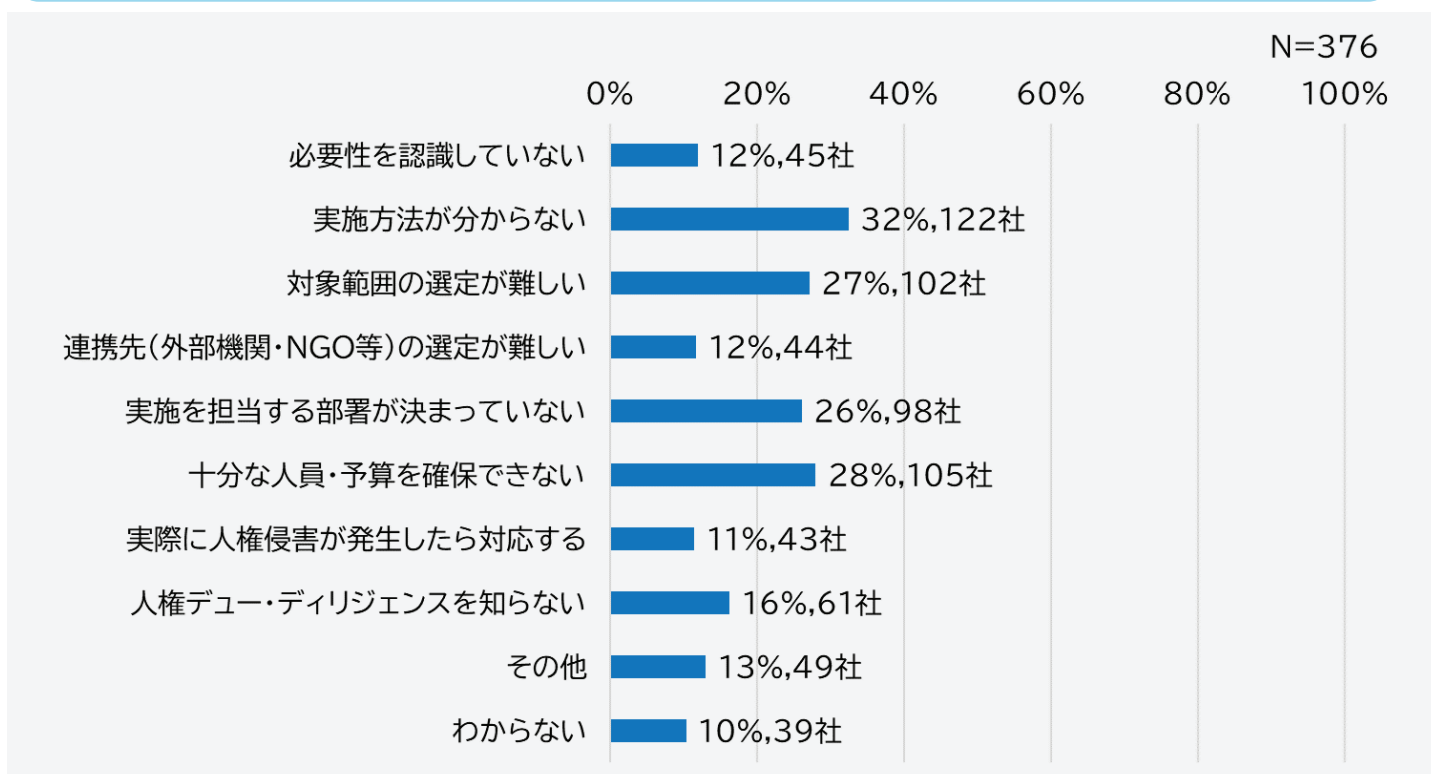


現在行っている人権デュー・ディリジェンスの実施対象は、どこまでとしていますか。(複数回答可)



人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由

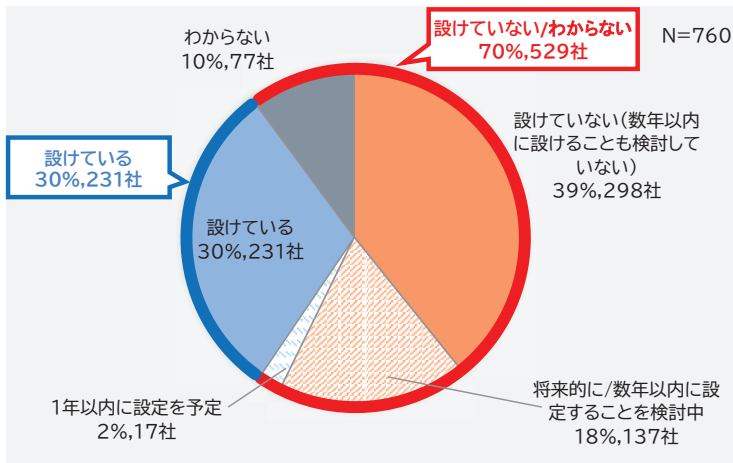
- 人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由として、3割強が実施方法が分からない、3割弱が十分な人員・予算を確保できないと回答。



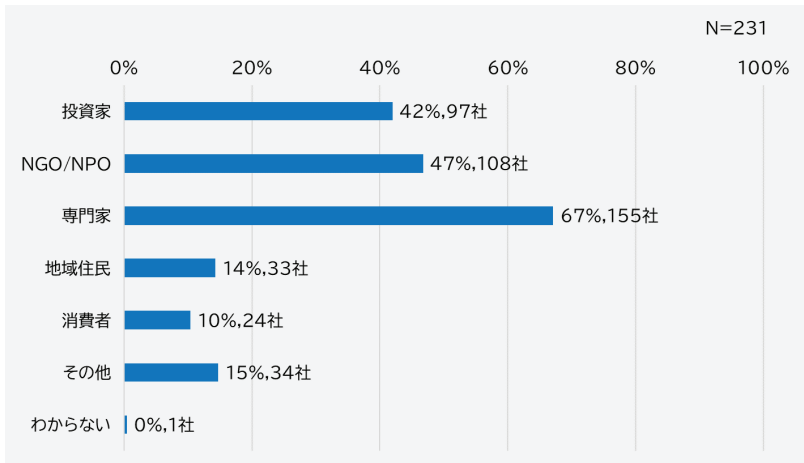
外部ステークホルダーの関与

- 外部ステークホルダーが関与する機会を設けている企業は3割。
- 外部ステークホルダーが関与する企業では、専門家が関与するケースが7割弱と最も多く、4割以上の企業では投資家・NPO/NGOが参画。

- ・ 人権の取組を推進するにあたって、外部ステークホルダーが関与する機会を設けていますか。

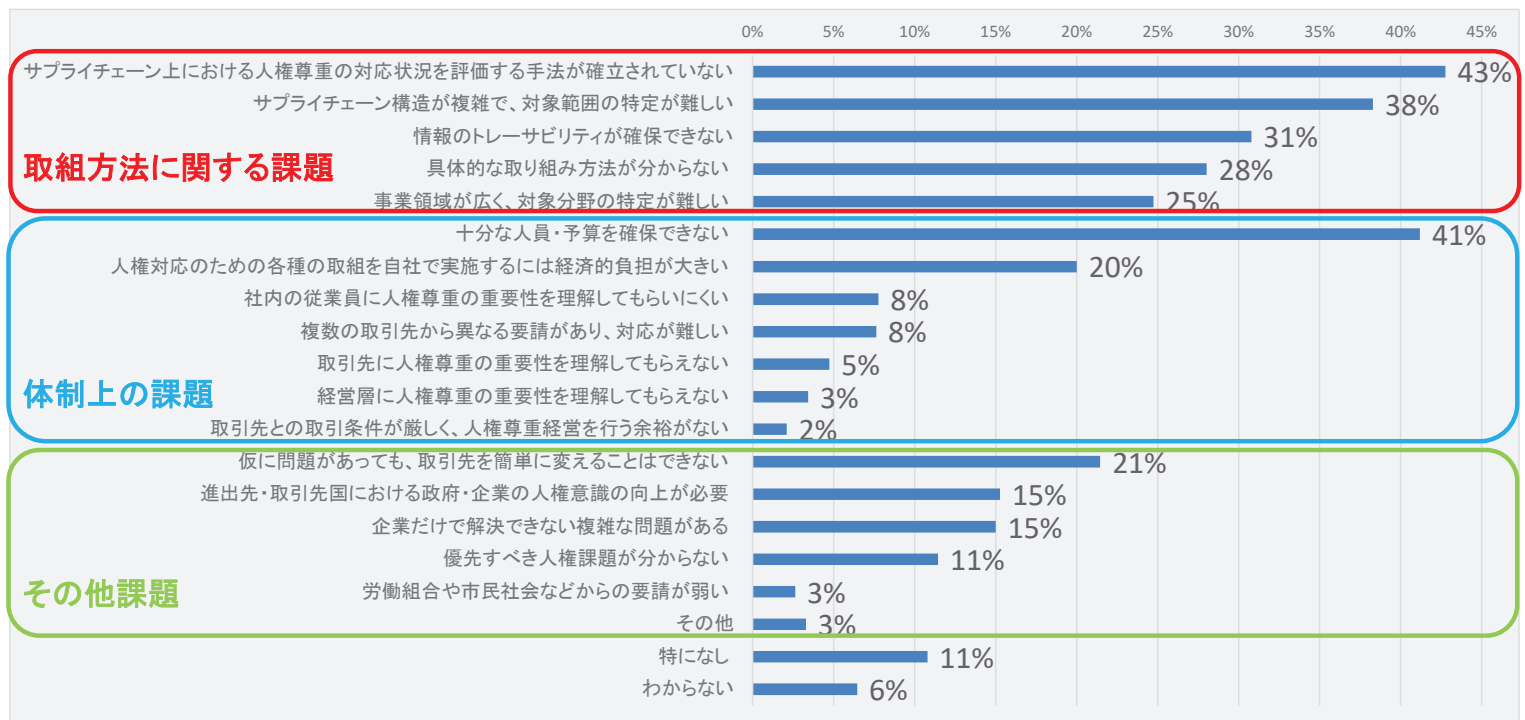


- ・ 人権の取組を推進するにあたって、どのような外部ステークホルダーと関与していますか。



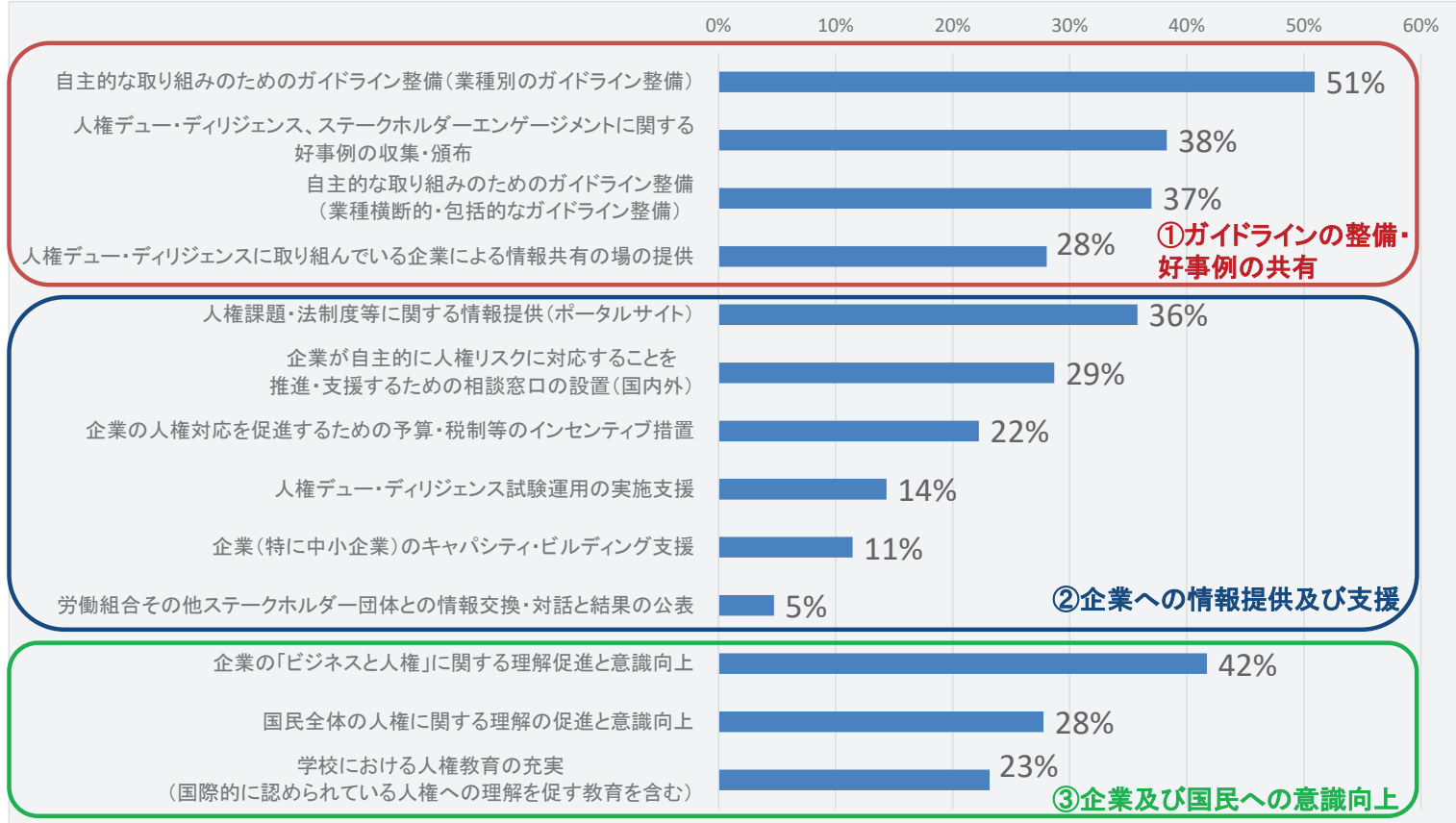
人権を尊重する経営を実践する上での課題

- 人権尊重の経営実践における課題は、取組方法、体制、その他に大別される。対応状況の評価手法の確立や対象範囲の特定(取組方法に関する課題)、人員・予算の確保(体制上の課題)が上位に挙げられる。
- ・ 人権を尊重する経営を実践する上で課題となっている点があれば選択して下さい。

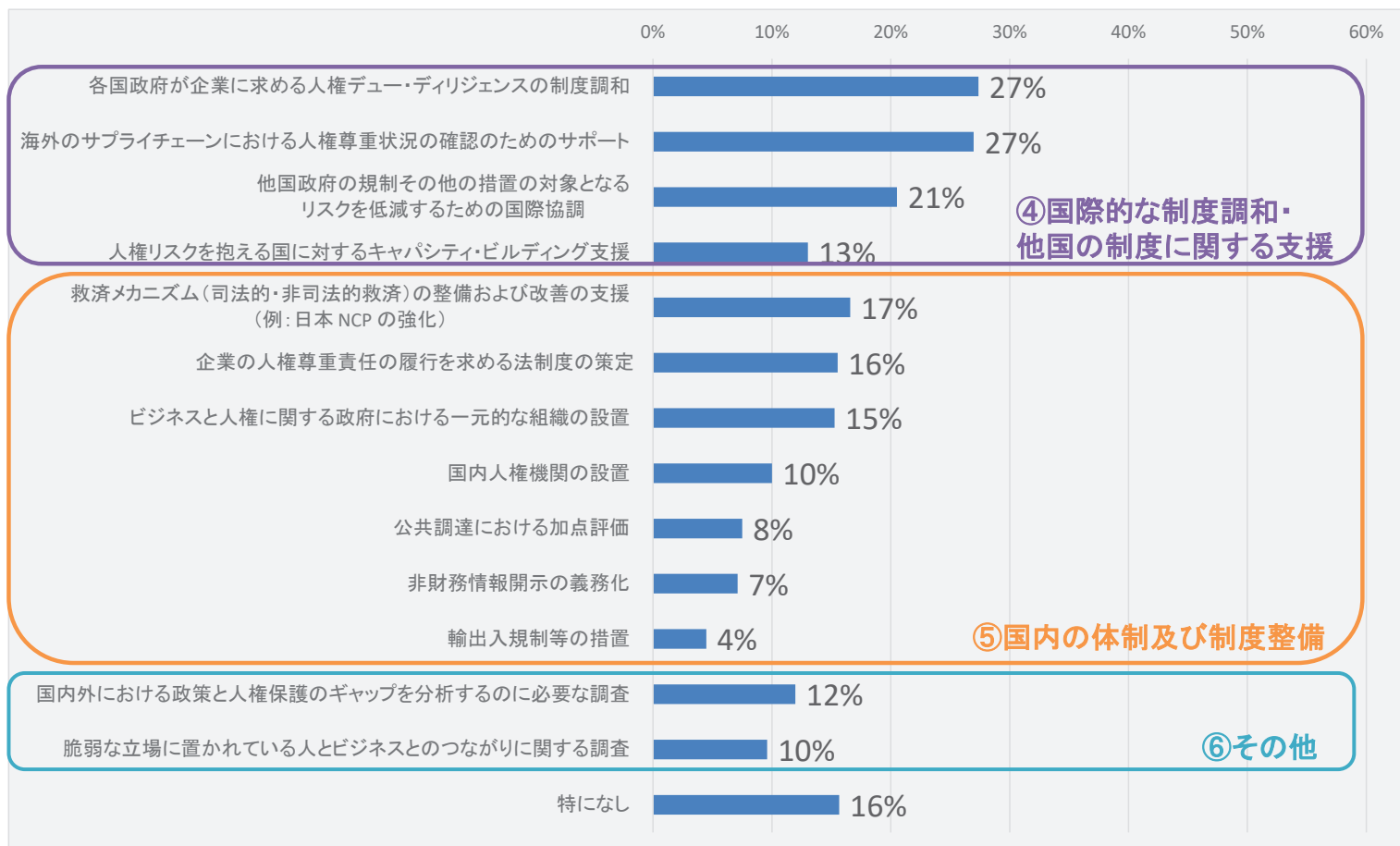


政府・公的機関に対する要望①

- 政府・公的機関に対する要望は、①ガイドラインの整備・好事例の共有、②企業への情報提供及び支援、③企業及び国民への意識向上、④国際的な制度調和・他国の制度に関するサポート、⑤国内の体制及び制度整備などに大別。



政府・公的機関に対する要望②



(取扱注意)

2022年3月現在

○運営委員名簿

No.	役職	氏名	所属	役職等	部会
1	会長	水野 政義	農林水産省大臣官房	総括審議官	－
2	副会長	宮浦 浩司	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	部長	飲食料品製造業部会長
3	副会長	安楽岡 武	農林水産省大臣官房	審議官（兼輸出・国際局・新事業・食品産業）	外食業部会長
4	委員	伏見 啓二	農林水産省畜産局	審議官（兼畜産局）	飲食料品製造業部会
5	委員	渡邊 毅	水産庁漁政部	部長	飲食料品製造業部会 水産加工分科会長
6	委員	石井 俊道	（一社）外国人食品産業技能評価機構	専務理事	－
7	委員	田辺 義貴	（一財）食品産業センター	専務理事	飲食料品製造業部会
8	委員	阿部 勲	（一社）日本パン工業会	専務理事	飲食料品製造業部会
9	委員	大隅 和昭	（一社）日本惣菜協会	常務理事	飲食料品製造業部会
10	委員	木村 均	（一社）日本冷凍食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
11	委員	吉井 巧	（一社）日本即席食品工業協会	専務理事	飲食料品製造業部会
12	委員	嵯峨 哲夫	（公社）日本べんとう振興協会	専務理事	飲食料品製造業部会
13	委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事	飲食料品製造業部会
14	委員	宮島 成郎	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	飲食料品製造業部会
15	委員	鈴木 稔	（一社）日本食鳥協会	専務理事	飲食料品製造業部会
16	委員	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会	専務理事	飲食料品製造業部会
17	委員	奥野 勝	（一社）日本かまぼこ協会	専務理事	飲食料品製造業部会
18	委員	石井 滋	（一社）日本フードサービス協会	常務理事	外食業部会
19	委員	山口 宏記	（公社）日本給食サービス協会	専務理事	外食業部会
20	委員	小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	外食業部会
21	委員	井上 泰弘	（一社）大阪外食産業協会	業務執行理事 副会長	外食業部会
22	委員	近江 愛子	法務省出入国在留管理庁政策課	課長	－
23	委員	大濱 健志	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	課長	－
24	委員	北浦 康弘	外務省領事局外国人課	課長	－
25	委員	吉田 暁郎	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	－
26	委員	池戸 重信	宮城大学 名誉教授	名誉教授	－
27	委員	樋口 公人	（公社）国際人材革新機構	代表理事	－
28	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長	－